

## まちの防犯診断業務委託仕様書

### 1 実施期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

ただし、日時、対象地域については甲が決定し、別途指示する。

### 2 実施者

総合防犯設備士又は防犯設備士の資格を有する者（1回につき2名以上）

### 3 実施要領

甲が指定した対象地域について、事前打ち合わせに基づき、防犯設備の設置状況及び道路や公園等の公共施設の構造設備等について、実地踏査を通じて防犯上の不備欠陥の有無を診断する。

なお、防犯診断実施にあたっては、同一日に複数箇所（1日最大5箇所）で、必要な時間従事することが可能であること。

### 4 業務内容

防犯診断は、次の事項を実施するものとする。

#### (1) 事前協議

診断を実施する地域を管轄する警察署と具体的な診断エリア及び実施方法について事前に協議すること。

#### (2) 防犯上の危険箇所の抽出

防犯対策を講じる必要のある箇所を抽出するとともに、その理由を明らかにすること。

#### (3) 改善策の提示

(2)で抽出した危険箇所について、その改善策を提示すること。

#### (4) 結果報告

上記結果をまとめた任意の防犯診断結果報告書を作成し、実施日からおおむね2週間以内に甲にデータを提出すること。

なお、同報告書は地域住民の自主的な防犯活動を促す内容で、写真等を用いて視覚的にわかりやすいものとする。また、業務開始までの間、その内容について甲と協議すること。

#### (5) その他

防犯診断の実施結果は月まとめにし、その月の最終実施日後、速やかに別記様式「防犯診断実施報告書」により甲に報告すること。ただし、3月分にあつては同月中に報告すること。